

大阪広域水道企業団個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則のあらまし

- 1 藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴い、所要の改正を行います。
- 2 この規則は、令和3年4月1日から施行します。